

陸上自衛隊仕様書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
地下タンク漏洩点検・ 埋設配管漏洩点検		仕様書番号	24
		作成年月日	令和8年7月16日
		作成部隊等	高田駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊高田駐屯地が使用する地下タンク漏洩点検・埋設配管漏洩点検（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z500002の1.2による。

2 役務

2.1 役務の内容

役務の内容は表1による。

表1－役務内容表

役務場所	陸上自衛隊高田駐屯地（新潟県上越市南城町3-7-1）
役務概要	軽油60KLタンク×2、軽油20KLタンク×1、 ガソリン10KLタンク×1
点検内容	1 タンク全般の目視検査 2 タンク内部気密検査 a) 液相部；微加圧試験・微減圧試験（地下水位部） b) 気相部；微加圧試験 3 埋設管（タンクチャッキ弁から計量器までの埋設配管）
納期	令和8年11月27日

2.2 工程表及び作業計画

- 請負者は、作業前に工程表を監督官に提出し、工事の順序及び工事の計画について承諾を受ける。
- 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する使用及び社内規定並びに商習慣による。

2.3 材料検査

- 仮設用材量以外の使用材料はすべて新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
- 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- 材料は日本工業規格（JIS）等を基準とし、これらの規格の制定のないものについては監督官の指示を受ける。

2.4 軽微な変更

現場のおさまり、取り合わせ等のための軽微な変更は、作業前に監督官と協議によって行う。この場合、請負金額の増減及び工期の延長はしない

2.5 発生材等の処置

工事に伴う発生材のうち、金属は種類ごと（鉄、銅）に重量を測定し、監督官の指示する場所に集積し、その他はすべて請負者側処分とする。請負者側で処分する場合は、関係法令等に従い適切に処分し、マニフェスト等の写しを提出する。

3 完成検査

工事が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受ける。検査の結果、不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において手直しを行い、再度検査を受ける。

4 安全管理

4.1 安全管理

請負者は常に作業の安全に留意をし、安全管理に万全を期する。

4.2 諸法規等の遵守

請負業者は、労働基準法、職業安定法、失業保険、労働者災害保険法及び各関係法規、並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を遵守し、工事の円滑なる進捗を図る。

4.3 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業含む）は、必要な手続きを行い許可された後に使用する。

4.4 現場管理

- a) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり及び火災、盗難その他事故防止について請負者は責任をもって十分な注意を払う。
- b) 現場においては、常に材料等の整理整頓及び清掃を行い事故防止に努める
- c) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対しては、作業に伴い損傷を及ぼさないように十分な防護工作を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の責任において補修又は原型に復するほか、それに伴う損害を補償する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類・申請等は官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出をする。

5.2 写真撮影

請負者は、監督官の指示に従って、工事前、材料検査、作業中、完了後等の状況を黒板等とともに撮影し提出する。

5.3 秘密保全

- a) 写真撮影は作業現場付近に限り、その他の場所は撮影をしてはならない。
- b) 立入り場所は、作業現場付近に限り、その他は立入り禁止とする。